

米、麦、大豆等を安定的に生産したい

収入減少影響緩和対策(ナラシ)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

米価等が下落した場合に収入を補てんする仕組みの制度です。

当年産の米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額(※)を下回った場合に、減収額の9割が補てんされます。

※標準的収入とは、直近5年間のうち最高収入額と最低収入額を除いた3年分の収入を平均した金額で、毎年、都道府県ごとに標準収入額が告示されます。

対象者は？

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象になります。

どのような事業内容？

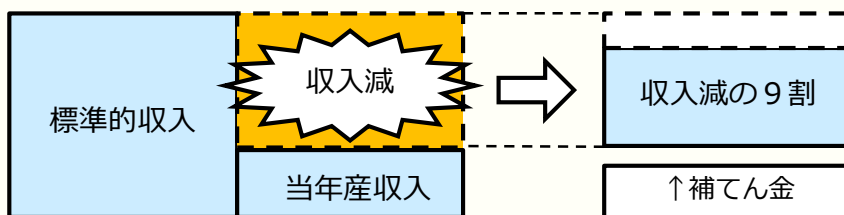
岩手県の標準的収入より当年産収入が少ないとき、補てん金が交付されます。

作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょが対象です。

標準収入金額は、毎年5月上旬に告示され、農林水産省HPで公開されます。

収穫後、当年産収入額が公開されれば、次の計算式で交付金額を計算できます。

$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$



なお、米価変動補填交付金の支払いがある場合は次のとおり調整措置がとられます。

$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9 - \text{米価変動補填交付金}$$

手続はどうするの？

JAいわて花巻に対して交付申請書を提出してください。

【加入申請期限 6月30日】